

令和2年12月1日	
資料提供（伊都・有田振興局と同時提供）	
担当室	里地・里山振興室
担当者	石橋、小谷
電話（直通）	073-441-2867



～農業遺産の認定に向けた取組～

「高野山・有田川上流域の持続的農林業システム」の現地調査が行われます

日本農業遺産の認定を目指す「高野山・有田川上流域の持続的農林業システム」（高野町・かつらぎ町（花園）・有田川町（清水））について、審査委員による現地調査が行われます。

1. 日時：令和2年12月8日（火） 9:00～17:00

※雨天決行の予定ですが、荒天等の場合は延期となります。

2. 行程

9:00	調査開始（高野町役場）
9:00～11:10	高野地域（高野六木の森、奥之院 スギ特別母樹林、長伐期施業林）
11:10～13:30	花園地域（コウヤマキ林、コウヤマキ出荷作業場、花園の里）
13:30～15:50	清水地域（あらぎ島、ぶどう山椒園、有田川町木材利用促進加工施設、体験交流工房わらし）
15:50～17:00	総括質疑（清水文化センター）
17:00	調査終了

※調査の進行状況等により、行程を変更する場合があります。

※総括質疑は、冒頭のみ撮影可とさせていただきます。

3. 農業遺産 申請者：高野山・有田川流域世界農業遺産推進協議会

4. 調査団

（1）世界農業遺産等専門家会議 委員（審査委員）

楠本 良延委員（国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
西日本農業研究センター 上級研究員）

小谷 あゆみ委員（フリーアナウンサー、農業ジャーナリスト）

（2）農林水産省 職員（5名）

(参考)

○日本農業遺産とは

・伝統的な農林水産業を営む地域（農林水産業システム）を、農林水産大臣が認定する制度（創設 H28）。

※世界農業遺産は、国連食糧農業機関が認定（創設 H14）。

・和歌山県では、H27.12に「みなべ・田辺の梅システム」が世界農業遺産に、H31.2に「下津蔵出しみかんシステム」が日本農業遺産に認定。

○高野山・有田川上流域の持続的農林業システム

申請者：高野山・有田川流域世界農業遺産推進協議会

（会長：有田川町 中山町長、副会長：かつらぎ町 中阪町長、高野町 平野町長）

システムの概要

・山上の聖地「高野山」を支えるとともに、平地の少ない有田川上流域の暮らしを発展させた持続的農林業システム。

・高野六木制度により100を超える木造寺院を維持し、傾斜地でのコウヤマキなどの仏花栽培や棚田の畦畔けいはんを利用した有用植物（保田紙の原料となるコウゾ、山菜など）の栽培により、高野・花園・清水地域が互いに支え合い、平地の少なさを克服してきたシステム。

○令和2年度 農業遺産申請状況（和歌山県）

申請システム：高野山・有田川上流域の持続的農林業システム

有田みかんシステム（有田市・湯浅町・広川町・有田川町）

一次審査結果：ともに一次審査を通過

（「有田みかんシステム」の現地調査は12/18）

○認定までのスケジュール

R2. 7.22	農林水産省への農業遺産申請書提出
R2. 9.18	一次審査（書類審査） 結果通知
R2.12.8	現地調査
R3. 1	二次審査（プレゼンテーション・質疑応答）
R3. 2	日本農業遺産認定地域・世界農業遺産への認定申請承認地域*の決定

※世界農業遺産への申請には、農林水産大臣による申請承認が必要

○町担当窓口

高野町 : 建設課 (0736-56-2934・小西)

かつらぎ町 : 花園地域振興課 (0737-26-0321・草田)

有田川町 : 清水行政局産業振興室 (0737-22-7105・三角)